

社会保険労務士

ALL たま社会保険労務士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jpURL：<http://www.tama-office.com/>

「雇用保険法」「育児・介護休業法」等が改正に！ 企業への影響は？

◆通常国会に法案提出

現在開会中の通常国会に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が提出されました（1月31日）。

雇用保険法、労働保険徴収法、育児・介護休業法、職業安定法に関わる改正となっていますが、企業に影響のある改正を中心にみていきます。

◆失業等給付に係る保険料率および国庫負担率の時的引下げ

平成29年度から平成31年度までの各年度における雇用保険料率および国庫負担率が、時的に引き下げられます。

雇用保険法、労働保険徴収法に関わる改正で、平成29年4月1日の施行予定です。

◆育児休業に係る制度の見直し

現在の育児休業は原則1歳までで、保育所に入れない場

合等に限り1歳6カ月まで延長が認められていますが、改正により、さらに6カ月（2歳まで）再延長できるようになります。また、それに合わせて育児休業給付の支給期間も延長となります。

育児・介護休業法、雇用保険法に関わる改正で、平成29年10月1日の施行予定です。

◆職業紹介の機能強化 および求人情報等の適正化

（1）ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返すブラック企業の求人は受理されなくなります。現在は、ハローワークにおける新卒者向け求人のみが対象となっていますが、改正が行われれば中途やパートなどすべての求人が対象となります。

他にも、（2）会社が虚偽の求人申込を行った場合、罰則の対象となります。また、（3）採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等には、その内容を求職者に明示することが会社に義務付けら

れます。

いずれも職業安定法に関わる改正で、（1）は公布から3年以内、（2）（3）は平成30年1月の施行予定です。

◆その他の事項

その他、失業等給付の拡充として、「給付日数の延長」や「雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数の延長」、「専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ」等が予定されています。

2017年度から年金額等が変わります！

◆支給額は3年ぶりの減額

2017年度の年金額が「前年度比0.1%引下げ」と発表されました。

総務省が発表した「平成28年平均の全国消費者物価指数」が前年から0.1%下落したことが年金額に反映されたものであり、3年ぶりの改定です。

なお、「マクロ経済スライド」はデフレ時には見送ると

いう規定があり、2016 度に引き続き適用されません。

2017 年度の国民年金の支給額は、満額で月 6 万 4,941 円（前年度比 67 円減）、厚生年金の支給額は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯（40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合）で月 22 万 1,277 円（同 227 円減）となります。

◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

2017 年度の国民年金保険料（月額）は 16,490 円（前年度比 230 円引上げ）です。

2004 年（平成 16 年）の改正で保険料を毎年 280 円ずつ引き上げることが定められ、2017 年度はその上限（16,900 円）の年度となり、同年度以降は 16,900 円で固定されるはずですが、前年の物価変動率や実質賃金変動率によって増減されます。

在職老齢年金は、60 歳台前半（60～64 歳）の支給停止調整変更額と 60 歳台後半

（65～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額については 46 万円（前年度比 1 万円減）に改定となります。

また、60 歳台前半（60～64 歳）の支給停止調整開始額（28 万円）は前年度と同額です。

◆「年金額の改定ルール」の見直し

昨年 12 月の臨時国会で成

立した「年金制度改革関連法」には、年金支給額を賃金に合わせて引き下げる新しいルールが盛り込まれました。

この新ルールでは、現役世代の負担を重視し、物価が上がった場合でも現役世代の賃金が下がれば年金支給額を減らす仕組みで、2021 年度からの実施となります。

3 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年

[税務署]

- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。

3 月、4 月は保険料改定の時期になります。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。